第３期

北秋田市子ども読書活動推進計画

～豊かな心と創造力を育む～

令和6年度～令和10年度

令和６年４月

北秋田市教育委員会

＜　目　次　＞

Ⅰ．計画策定
　１．計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

Ⅱ．第２期北秋田市子ども読書活動推進計画における主な取組と課題等
　１．家庭・地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　２．認定こども園・保育園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　３．学校・学校図書館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
　４．公立図書館・公民館図書室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

Ⅲ．第３期北秋田市子ども読書活動推進計画について・・・・・・・・・・・　11
　１．計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
　２．計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
　３．全体構想図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
　４．読書活動推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

Ⅳ．読書活動推進のための具体施策
　１．家庭・地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
　２．認定こども園・保育園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
　３．学校・学校図書館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
　４．公立図書館・公民館図書室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
　５．参考指標一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21
　６．子どもの発達段階における読書活動推進のための取組・・・・・・・　22

〈参考資料〉
　〇子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・　23

Ⅰ．計画策定

１．計画策定の趣旨

平成１３年（2001 年）に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、基本理念に「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」と示されています。

北秋田市では、平成２６年（2014 年）４月に「北秋田市子ども読書活動推進計画」、５年後の平成３１年（2019 年）４月に「第２期北秋田市子ども読書活動推進計画」を策定し、読書活動の推進に取り組んできました。

国においては、令和５年（2023 年）３月に、「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的方針（１．不読率の低減、２．多様な子どもたちの読書機会の確保、３．デジタル社会に対応した読書環境の整備、４．子どもの視点に立った読書活動の推進）を示されました。

また、秋田県においても、令和３年（2021 年）３月に、「第３次秋田県読書活動推進基本計画」を策定し、「生涯にわたって読書に親しみ、心豊かに」を基本目標として、県民のライフステージ等に応じた読書環境の整備を進めています。

このような状況を踏まえ、北秋田市では家庭、地域、学校、行政等が一体となって連携・協働しながら、これまでの取り組みの成果や課題を検証するとともに、なお一層、豊かな心と夢を育む子どもの読書活動の推進を図るため、「第３期北秋田市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

Ⅱ.第２期北秋田市子ども読書活動推進計画における主な取組と課題等

北秋田市では、令和元年（2019 年）度から令和５年（2023 年）度までを計画期間とする第２期北秋田市子ども読書活動推進計画に基づき、各関係機関と連携・協働しながら、様々な取り組みを進めてきました。

これまでの取り組みを振り返えるとともに、第３期北秋田市子ども読書活動推進計画に向けた課題についてまとめます。

１．家庭・地域

保健センター、児童館・放課後児童クラブや子育てサポートハウスなどで、読み聞かせボランティアによるおはなし会や、子育てに関する講座を通して、子どもが本と親しむきっかけを提供しました。また、北秋田市保健センターのブックスタート事業に合わせて子育て世帯向けおたより「図書館においでよ」の発行、児童の長期休暇に合わせた読書案内「季節の図書館だより」を関係機関に掲示し、情報提供に努めました。

コロナ禍の影響により、令和３年度からのおはなし会の実施は、感染対策のため縮小となりました。

【主な取組】

（１）ブックスタート事業の推進

・７か月児育児相談

		R元年度	R２年度	R３年度	R４年度	R５年度
①	実施回数	12 回	12 回	12 回	12 回	11 回
②	参加親子数	80 組	94 組	90 組	75 組	81 組
③	※対象親子数	86 組	97 組	91 組	79 組	82 組
④	参加割合（②/③）	93.0%	96.9%	98.9%	94.9%	98.8%

・１歳児親子ふれあい教室（絵本の紹介）

		R元年度	R２年度	R３年度	R４年度	R５年度
①	実施回数	5 回	5 回	4 回	4 回	4 回
②	参加親子数	98 組	72 組	79 組	79 組	72 組
③	※対象親子数	123 組	97 組	91 組	87 組	82 組
④	参加割合（②/③）	79.7%	92.3%	87.8%	90.8%	87.8%

（2）放課後児童クラブ・児童館の図書コーナーの充実

〇放課後児童クラブ（全９施設）（★Ｒ５年度～実施）

・本の貸出（市図書館による移動文庫で実施）

≪実施施設≫

★鷹巣小児童クラブ　　・鷹巣東小児童クラブ

★米内沢小児童クラブ　　★前田地区児童クラブ　・大阿仁地区児童クラブ

・読書時間の確保

≪実施施設≫・鷹巣東小児童クラブ　15 分/日　週５日　実施人数…約 20 人

・おはなし会の実施

≪実施施設≫　なし

〇児童館（全３施設）（★Ｒ５年度～実施）

・本の貸出（市図書館による移動文庫で実施）

≪実施施設≫　　★鷹巣児童館　　・太田児童館　　★綴子児童館

・読書時間の確保

≪実施施設≫　　・太田児童館　長期休み昼食後　15～20 分

・おはなし会の実施

鷹巣児童館		Ｒ元年度	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
①	実施回数	1 回	0 回	0 回	0 回	0 回
②	参加者数（延べ）	24 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※　デイサービスと共催のおはなし会　Ｒ元年度まで開催

綴子児童館		Ｒ元年度	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
①	実施回数	10 回	10 回	9 回	9 回	9 回
②	参加者数（延べ）	418 人	348 人	279 人	198 人	245 人

太田児童館		Ｒ元年度	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
①	実施回数	21 回	12 回	11 回	13 回	11 回
②	参加者数（延べ）	612 人	312 人	327 人	342 人	341 人

（3）本を読む楽しさを伝える機会の拡充

〇子育てサポートハウス　わんぱぁく

・本の貸出（独自に実施）

		Ｒ元年度	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
①	貸出数（年）	540 冊	580 冊	610 冊	750 冊	838 冊
②	貸出数（1 日/平均）	1.5 冊	1.6 冊	1.7 冊	2.0 冊	2.3 冊

・読書時間については、特に時間を確保していないが、子どもたちが自由に絵本を楽しんでいる。つどいの広場利用者の半数以上が手にとって本を読んでいる。

（参考：年間利用者　Ｒ４年度　4､200 人）

・おはなし会の実施

		Ｒ元年度	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
①	実施回数	7 回	7 回	7 回	8 回	19 回
②	参加者数（延べ）	80 人	114 人	130 人	177 人	260 人

※　Ｒ４年度までお楽しみ会中に実施、Ｒ５年度は紙芝居の日に実施

（4）読み聞かせボランティア活動の充実

《鷹巣地区》　たまてばこ　　おはなしどんどこ　　クローバーZ　　たんぽぽ
おはなしポケット

・保健センターのブックスタート事業で読み聞かせの実施（月１回程度実施）
・認定こども園・保育園、学校、公民館、児童館、比内支援学校たかのす校、旧長岐家住宅などでのおはなし会・読み聞かせの実施（不定期の実施）

《森吉地区》　にじいろぱれっと　　おはなしどんどこ

・保育園、学校、児童クラブ、老人施設などでのおはなし会の実施（不定期実施）
・浜辺の歌音楽館でのおはなし会スペシャルの実施（年１回実施）

《合川地区》　おはなしピッコロ

・合川小学校、合川小学校正課クラブでの読み聞かせの実施（年 10～12 回実施）

《阿仁地区》　はなしっこの会

・毎年 10 月から 11 月に青少年育成市民会議阿仁支部『子育て支援講座』とタイアップしたおはなし会の実施（年２～３回実施）
・保育参観時の読み聞かせの実施（年１回実施）

【今後の課題】

児童図書貸出数実績から、未就学児、小学校低学年への貸出数が高く、高学年になるにつれて少なくなる傾向にあります。継続した読書活動の一つとして、児童館・放課後児童クラブにおける読書活動も有効と考えますが、実施状況に差があることから全体への働きかけが必要です。

子どもの読書活動を推進していく上で、家庭・地域や各機関との連携が重要であり、特に、家庭において、子どもが読書習慣を身に付けるためには、保護者が乳幼児期からの読み聞かせなどの必要性や重要性について理解を深め、家庭で積極的な取り組みが進められるよう促すことが求められます。母子手帳が交付される段階から、保護者の絵本に対する関心を高める手立てが必要です。

２．認定こども園・保育園

子どもたちの読書習慣の形成へ結びつくような**「いつでも　どこでも　気づけば絵本」**の環境づくりに努めました。

子どもが発達段階に応じた絵本や物語に出会えるように、保護者や図書館、読み聞かせボランティア団体や絵本作家と協力して、切り絵、素話、エプロンシアターやペープサート等を活用し、子どもたちの読書活動の充実に努めました。

また、子どもたちの心の安定を図るため、子どもたちから要望があれば、午前・午後に関わらず、ほぼ毎日読み聞かせを実施しました。

【主な取組】

（１） 園内での絵本貸出の推進

・絵本コーナーを園内に設置し、自由に選んで貸出できるようにしています。

（２） 読み聞かせ活動の充実

・膝の上、または対面で、子どもと共有できる大事なコミュニケーションツールと捉えて、読んでほしい絵本をいつでも、どこでも読み聞かせしました。

・読み聞かせボランティア団体による読み聞かせを実施しました。（月１回程度）

（３） 絵本・紙芝居の充実

・日々の保育の中で、季節感に配慮しながら、年齢や興味・関心に応じた絵本や紙芝居などの読み聞かせに努めました。

（４）「いつでも　どこでも　気づけば　絵本」の読書環境づくり

・子どもたちが作成する世界に一冊だけの手作り絵本や、「子どもたち主体の絵本コーナーづくり」による自分たちの居場所や環境づくりをすることにより、絵本を通し、豊かな想像力や言葉の表現力が養われ、生活に根付く姿が随所で見られました。

・絵本から子どもたちの物語がつくられる「ごっこ遊び」に展開されることも多々ありました。

・季節や行事を考慮した絵本の入れ替えを実施しました。

・子どもたちが、安心して絵本に触れ、絵本を大切に扱う気持ちを養うことができるような絵本コーナーの整備・充実に努めました。

（５） 保護者への啓発と情報交換

・図書館だよりの掲示をし、保護者へ図書館や本の情報を提供しました。

・読み聞かせの楽しさや意義が保護者に伝わるよう、園だよりやクラスだよりを通して情報発信に努めました。

（６） 市主催行事への参加

・北秋田市読書感想画コンクールへ園児の作品を出品しました。

・北秋田市で主催する図書館体験デーへ参加しました。

【今後の課題】

読書推進活動において、認定こども園・保育園での生活は、赤ちゃんから小学校へ入学するまでの大切な基礎を担う重要な時期なので、子どもの成長段階に合わせた一連の取り組みを工夫する必要があります。そのためにも、保護者や図書館・公民館図書室、読み聞かせボランティア団体など関係機関との一層の連携を深めて、情報共有の強化に努めます。

第２子出産に伴い第１子が不安定期を迎えた時期こそ、心の安定を図る母と子だけの「読み聞かせタイムを膝の上で 10 分間」を啓発していく必要があります。

また、保育士・保育教諭においては、子どもの喜びに気づき、子どもと繋がり、語り合う手段の一つである絵本の重要性について、各種研修会を通じて学び合い共通認識を持つことが必要です。

３．学校・学校図書館

学校図書館担当教員及び北秋田市内の巡回学校司書が連携して、各学年に応じた図書を充実させるよう蔵書の計画的な整備・点検を実施しました。また、各学校の図書委員会が主体となって、明るい雰囲気づくりや図書の配置の工夫など、学校図書館の充実を図りました。

小学校低学年における図書館見学、中学生の職場体験や高校生のインターンシップを通して、図書館や読書活動についての興味・関心を高める取り組みを実施しました。また、北秋田市が主催する読書感想文・読書感想画コンクールに参加することで、子どもたちの読書活動の推進に努めました。

【主な取組】

（１） 読書活動の充実

・「朝読書」や「昼読書」の時間の確保に努め、読書習慣を定着させるような取り組みを実施しました。

（２）図書委員活動の活性化

・図書委員会の創意ある活動を推進し、読書活動の活性化を図りました。

（３） 学校図書館・校内環境の充実

・学校図書館の蔵書の計画的な整備及びお薦め本の紹介やポスターの掲示など、校内の環境を整えました。

（４） 読書指導に関する職員研修

・読書指導に関する職員研修を推進し、読書指導を充実させました。

（５） 公立図書館・図書室との連携、保護者への啓発・情報発信

・読書週間に合わせて開催される「きたあきた読書まつり」の関連の事業である、「北秋田市読書感想文・感想画コンクール」への児童・生徒の作品の出品に向けた読書を通して豊かな心の育成に努めました。

・公立図書館から提供される図書館からのお知らせ等を各家庭へ配布することで、家庭と連携した読書活動を行いました。

・小学校低学年における図書館見学、中学生の職場体験や高校生のインターンシップを実施することで、図書館への興味や関心を高めるきっかけづくりを行いました。

（６） 読み聞かせボランティア活動の充実

・小・中学校及び義務教育学校における読み聞かせボランティアグループによる、朝の活動の時間や授業での読み聞かせを実施することで、子どもたちの読書への関心を高めることに努めました。

【今後の課題】

働き方改革や年間総授業時数の増加、子どもと触れ合う時間の確保に伴う日課表の変更などにより、朝読書や昼読書等の時間確保が難しくなってきている状況にあります。また、ICT①の普及等により、子どもも大人も家庭での読書時間が減少傾向にあります。この現状を踏まえた上で、不読率の改善に向けて、読書の大切さを保護者にどう伝えていくかが課題と捉えています。

学年相応の本を選ぶ子どもが多く、読書感想文を書くために本を借りる意欲的な子どもがいる一方で、読書に関心がない子どもや、決まったジャンルしか読まない子どもたちの状況も踏まえて、子どもたちに様々な本と出会う機会を提供する必要があります。

また、学校図書館とICT①を併用した多様な学習活動を推進することで、デジタル社会に対応した読書環境の整備に努める必要があります。

保護者と学校・学校図書館、公立図書館・公民館図書室、読み聞かせボランティア団体がなお一層連携を強化し、読書推進に向けて取り組んでいく必要があります。

ICT①…Information and Communication Technology の略。
情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称。

４．公立図書館・公民館図書室

公立図書館・公民館図書室では、子どもにとって多くの本と出会い、読書の楽しさを知ることのできる大切な場所であり、様々なサービスを提供しました。

また、読み聞かせボランティアグループ、認定こども園・保育園、学校や関係機関との連携を大切にして、読み聞かせボランティア交流研修会、園児を対象にした図書館体験デーや読書感想文・感想画コンクールの開催など、読書活動の推進に努めました。

【主な取組】

（１）おはなし会の実施

公立図書館・公民館図書室において、読み聞かせボランティアグループによるおはなし会を定期的に実施しました。

【鷹巣図書館】　図書館ボランティア　たまてばこ
・月２回実施　場所：文化会館内
第１日曜日　11 時 00 分～11 時 30 分　おはなしでてこい みに
第３土曜日　14 時 00 分～15 時 00 分　おはなしでてこい

【森吉図書館】　にじいろぱれっと
・月１回実施　場所：森吉図書館内絵本コーナー
第２土曜日　14 時 00 分～14 時 30 分

【合川公民館】　おはなしピッコロ
・月１回実施　場所：合川公民館内キッズコーナー
第４土曜日　14 時 00 分～14 時 30 分

（２）園児の図書館体験デーの実施

市内の全保育園・認定こども園の年長児を対象に図書館体験デーを毎年実施しました。

読み聞かせボランティア団体による読み聞かせの実施や、図書利用者カードを作成・登録して、１人１冊の本を借りる体験をすることで、子どもたちの今後の読書推進に繋がるよう努めました。

	Ｒ元年度	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
実施園・人	11 園 169 人	11 園 148 人	11 園 162 人	10 園 152 人	10 園 126 人

（３）読み聞かせボランティアや子ども読書普及に関わる団体・グループの支援

市内で活動する読み聞かせボランティアグループ間の活動状況を把握し、活性化に繋がるよう年に１回、交流研修会を実施しました。

（４）きたあきた読書まつりの実施

読書まつりでは、本の貸出期間の延長や貸出数の増、読書感想文・感想画コンクールの表彰式、表彰式後の読み聞かせボランティア「たまてばこ」と協働でのおはなし会スペシャルや北秋田市図書館キャラクター「ぶっくまくん」を使用した各種イベント等を実施しました。

（５）移動文庫の実施

鷹巣図書館では、地域の読書普及活動として行っている移動文庫の実施場所を増やして、市内全体に読書の機会が広まるよう努めました。（年４回実施）

【実施施設】（★Ｒ５年度～）
・太田児童館（児童書５０冊）　★鷹巣小児童クラブ（児童書３０冊）
★鷹巣児童館（児童書５０冊）　★米内沢小児童クラブ（児童書３０冊）
★綴子児童館（児童書３０冊）　★前田小児童クラブ（児童書２０冊）
・七日市公民館（児童書１０冊、一般書４０冊）
★前田公民館（児童書１０冊、一般書４０冊）
★沢口公民館（児童書１０冊、一般書４０冊）
・コムコム２階（ティーンズ・児童書５００冊程度配架、うち３０冊交換）

（６）学校・児童クラブ等への団体貸出と情報提供

秋田県立図書館で実施している市町村図書館セット資料貸出サービスの情報を学校や児童クラブ等に提供して、団体貸出を行いました。

（７）児童図書・ティーンズ図書資料の充実

夏休みの青少年読書感想文全国コンクール課題図書になっている図書、秋田県で薦める優良図書などをはじめ、児童書やティーンズ図書コーナーを充実させました。

（８）図書館だより配布による情報提供

図書館の新着案内、休館日などのお知らせを掲載した「図書館だより」や、子育て世帯向けの「図書館においでよ」及び児童の長期休暇に合わせた読書案内「季節の図書館だより」を定期的に発行し、認定こども園・保育園、学校関係や各関係施設、団体等へ配布しました。

市内の図書館・公民館図書室の情報が掲載された「図書館・公民館図書室ご利用案内」を発行し、認定こども園・保育園、学校関係や各関係施設、団体等へ配布し、保護者等への情報提供を行い読書活動の支援に努めました。

また、北秋田市ホームページの図書館情報コーナーに、発行した図書館だよりやご利用案内などを掲載したほか、新着案内の情報やおはなし会の開催情報を毎月更新して掲載することで、図書館情報の周知に努めました。

【今後の課題】

近年、図書館やおはなし会などの読書活動について、参加者が減少し、特定の子どもたちが利用する傾向が見られます。図書館等へ足を運ぶためには、保護者の理解が必要であり、大人への働きかけが大きいと感じています。公立図書館・公民館図書室と関係機関がさらに連携を強化し、情報をいかに発信して子どもから大人まで、より多くの人へ周知できるかが重要になってきます。情報発信のあり方を定期的に見直し、利用促進に繋げていくよう努める必要があります。

児童図書貸出冊数実績では、未就学児、小学校低学年の貸出数が多く、高学年になるにつれて少なくなる傾向にあります。中学生以上の貸出数及び利用登録者数が激減しています。また、スマホの普及により電子書籍を読む 10 代から 30 代の若年層が増えている状況を踏まえて、若年層が利用しやすい取り組みも念頭に置き、今後の整備のあり方を検討していく必要があります。

また、読書まつりや読書感想文・感想画コンクールなどの取り組みは、実施方法などを見直して、子どもから大人まで幅広い年齢層の人に、読書や図書館の利用について関心を高められるよう工夫をする必要があります。

Ⅲ．第３期北秋田市子ども読書活動推進計画について

一冊の本との出会いから、読書活動は始まります。その始まりや内容は様々であり、将来への自主的な読書活動に結び付けていくことが大切です。

本計画は子どもたちが自主的な読書活動を通じて、良い本と出会い、心と創造力を豊かにし、生きる力を育むことを目指します。

第２期計画の課題を踏まえつつ、３つの重点を柱として取り組みます。

１．計画の期間

令和６年度から令和１０年度までの５年間とします。

２．計画の対象

本計画の対象は、子ども（０～１８才）と、子どもに関わる保護者、ボランティア、各機関関係者、行政関係者とします。

３．全体構想図

４．読書活動推進体制の整備

本計画の策定にあたり、「北秋田市子ども読書推進会議」を設置しました。

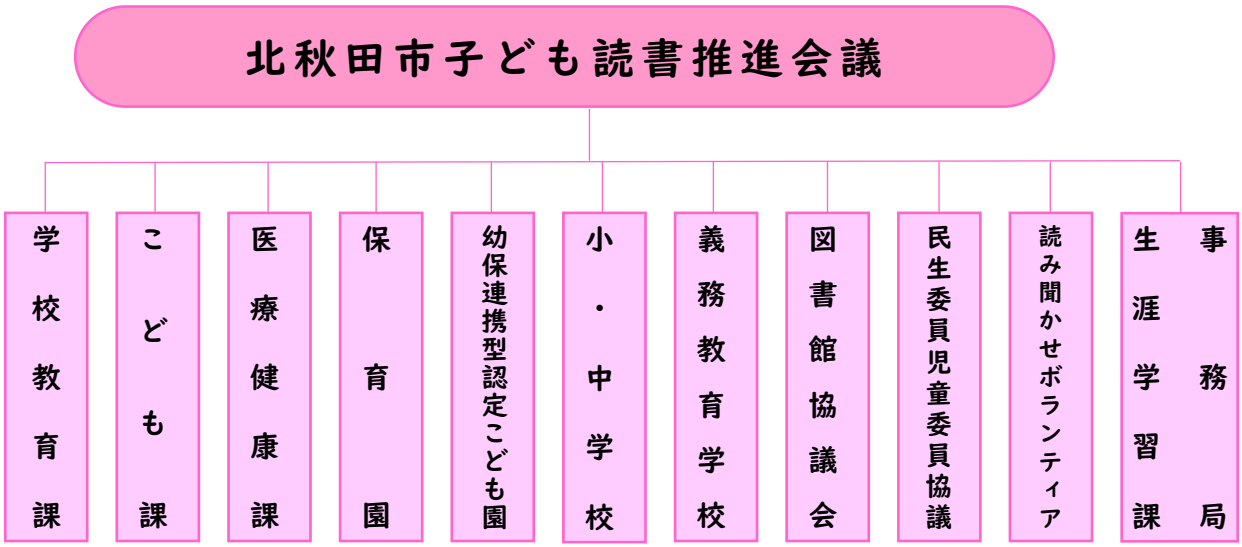

Ⅳ．読書活動推進のための具体施策

１．家庭・地域

【目標】

子どもの読書活動を推進していく上で、家庭・地域と各関係機関の連携が重要です。特に、子どもが読書習慣を身に付けるためには、保護者が乳幼児期からの読み聞かせなどの必要性･重要性について理解を深め､家庭で積極的に取り組むことが求められます。

第３期計画では、子どもの成長に伴い、個々に興味のある分野が広がってくることから、子どもたちが継続して読書への関心を持ち、創造力の向上へ繋がるよう取り組みを推進します。また、読書に親しむ機会を提供すると共に、読書に関する情報提供をさらに充実させるため､各関係機関との協力体制を強化し的確な情報を発信するよう努めます。

【主な取組】

（１） 読書に親しむ機会の提供と充実

○ブックスタート事業の推進

医療健康課が実施する７か月育児相談・１歳児親子ふれあい教室の際に、乳児と保護者を対象に「ブックスタート事業」を実施します。絵本を通して親子のコミュニケーションを図ることの重要性を理解してもらい、家庭での読み聞かせを推進するとともに、家庭への支援を充実させます。

○本を読む楽しさを伝える機会の拡充

これまでの取り組みを充実させて、乳幼児期から成長の段階に合わせた読書活動の働きかけをしていきます。

子どもたちの好奇心が読書へと広がるようデジタル社会に対応した読書環境の整備に努めます。

○読み聞かせボランティア活動の充実

乳幼児健診、認定こども園・保育園、学校の他、放課後児童クラブ・児童館の訪問など地域の行事等へ協力します。

いろいろな媒体を活用し絵本の世界の楽しさを体験することで､読書が身近なものとして定着するような機会を提供します。

○支援を必要とする子どもたちの読書機会の確保

支援を必要とする子どもたちが読書をするにあたり､何が必要なのか有識者等に意見を仰ぎながら、関係機関との連携を強化して、読書機会の確保に努めます。

（２） 読書環境の整備・充実と関係機関との連携

○公民館や放課後児童クラブ・児童館などの移動文庫の充実

県立図書館のセット貸出の積極的活用や、移動文庫の実施により、放課後児童クラブ・児童館の図書コーナーの充実に努めます。

○図書館・公民館図書室の団体貸出を活用した読書活動の推進

図書館･公民館図書室の図書や県立図書館のセット貸出を利用した定期的な団体貸出を実施するほか、制度周知し多くの市民が読書活動を行えるよう努めます。

○支援を必要とする子どもたちの読書環境の整備

支援を必要とする子どもたちが読書をするにあたり､どのような整備の仕方がよ

いのか、有識者等に意見を仰ぎながら読書環境の整備に努めます。

また、読み聞かせボランティアと日本語指導ボランティア、比内支援学校たかのす校等との連携を強化します。

（3） 読書活動に関する啓発と情報提供

○子育てに関わる人を対象とした啓発

子育てに関する講座等で読み聞かせを行い、子どもの成長における読書の大切さやその手法を伝え、啓発していきます。

○家庭で取り組む読み聞かせの啓発

乳幼児健診時、保育参観・授業参観時に年齢に応じた絵本の読み聞かせを行い、それをきっかけに家庭で本に親しむ時間をもてるように働きかけます。

○妊娠時からの子育て世帯への読書や図書館に関する情報提供

読書に関心を持ってもらえるよう、母子手帳が交付されるタイミングや、赤ちゃん健診におけるブックスタート時などに、保健センターや関係機関と協力しながら、図書館で発行する図書館だよりなどを配布したり、市ホームページに情報を掲載することで、新たな情報を適宜提供します。

○地域に関連した読書活動に関する啓発

地域にまつわる昔話や地元出身作家の本の紹介、おはなし会の実施により、地域に関わる読書の推進に努めます。

2．認定こども園・保育園

【目標】

乳幼児期からの絵本の読み聞かせは、コミュニケーションづくりや親子の絆づくり、絵本好きから読書好きに導くための大切な時期です。学ぶ力・生きる力に繋がるように保護者や図書館・公民館図書室、読み聞かせボランティアと一層の連携を深めます。そのことが、子どもたちの読書習慣の形成に結び付くよう、**「いつでも　どこでも　気づけば　絵本」**の環境づくりに努めます。

【主な取組】

（1） 読書に親しむ機会の提供と充実

○認定こども園・保育園等における読み聞かせ時間の確保

保育士や地域ボランティアによる読み聞かせを日々の生活や遊びの中に取り入れ、絵本の楽しさを味わう心と豊かな感性を育みます。

絵本の紹介を通して、家族と楽しさを共有します。

絵本を通じて、ごっこ遊びや劇遊びを楽しむことができるようにします。

好きな本は、何度でも読み聞かせをします。

○園内での絵本貸出の推進

絵本コーナーを設置し、絵本の貸出しに取り組みます。

○絵本づくり

絵本づくりを通してより一層本に親しむことができるようにします。

○読み聞かせボランティア活動の充実

読み聞かせボランティアとの連携を図り、読書への興味・関心に結び付けます。

（２）読書環境の整備・充実と関係機関との連携

○絵本・紙芝居の充実、読書環境の整備

乳幼児の発達段階に合った幅広い分野の絵本、紙芝居等の充実に努めます。

安心して図書に触れることができるスペースの工夫をします。

○「いつでも　どこでも　気づけば　絵本」の環境づくり

絵本コーナー、保育室等、園内のどこでも、いつでも、子どもたちが、絵本を手にすることができる環境づくりに配慮します。

○季節や行事を考慮した読書環境の整備

季節や行事を考慮して、絵本や装飾の入れ替えを子どもたちと一緒に行います。

○ごっこ遊びに展開できる読書環境づくり

絵本が好きになり、体験ごっこへ展開できる環境に配慮します。

（３）読書活動に関する啓発と情報提供

○子どもの視点に立った読書活動の推進

園内の読書コーナー環境や読書等について話題提起し、話し合い（サークルタイム）の時間を設け、子どもたちが読書全般に関心を持てる機会づくりに努めます。

○保護者への啓発と情報交換

家庭での親子のふれあいに、絵本の読み聞かせを取り入れてもらうよう、クラスだよりや園だより等で絵本の紹介をします。

抱っこや就寝前の読み聞かせは、親子の絆と心の成長に繋がることや、絵本は子どもの心の栄養となり、親子の愛着形成を深める重要な役割を担うことを園だよりや保護者面談等で啓蒙します。

○図書館利用と図書貸出カード活用の啓発

市図書館が実施している図書館体験デーに参加し、貸出カードの登録をしてもらうことで、子どもたちの図書貸出カード活用を啓発します。繰り返し家族と図書館を利用する体験を通し、身近な図書館利用の楽しさが分かり、絵本を読む習慣付けに結び付くように努めます。

○職員の研修機会・会議の充実

職員同士の絵本選びや読み聞かせのスキルアップなど、読書や読み聞かせに関する研修機会や会議を充実させます。また、保育士、保育教諭、教職員対象に、子どもの喜びに気がつき、繋がり、語り合う道具として絵本は大切であることを学び合い、認識し合うため、絵本に関する研修会を年２回実施します。

○職員へのおすすめ絵本リストの配布や図書館からの新刊案内など読書活動全般に関する情報提供

図書館の団体貸出の活用や、読書活動全般に関する情報提供、おすすめ絵本リストの配布を通して職員全体で情報を共有し、読書活動の啓発に努めます。

○市や図書館・公民館図書室、学校教育機関等と連携したデジタル化に対応した情報提供による読書の推進

北秋田市蔵書検索システムの利用促進及び図書館情報の周知を図り、読書の推進に繋がるよう努めます。

○地域の障がい幼児教育先駆者による口演童話と子育て講座の実施

秋田県障害児教育の先駆者による口演童話や子育て講座を実施することにより、地域の子どもたちに童話や絵本の楽しさを伝え、保護者に子育てにおける絵本の重要性などについて広く啓発できるよう努めます。

３．学校・学校図書館

【目標】

学校図書館を利用した読書活動を推進することは、子どもの読書習慣を形成する上で大切な役割を担っています。学校での読書の時間の確保や図書の充実、公立図書館・公民館図書室との連携など、読書が身近なものになるよう努めることが大切です。

第３期計画では、これらを踏まえ、小・中学校及び義務教育学校、高等学校等における発達の段階に応じた読書活動の推進を図ると共に、保護者と学校・学校図書館、図書館・公民館図書室、読み聞かせボランティア団体が、なお一層連携を強化し、読書活動の推進に努めます。

【主な取組】

（１）読書に親しむ機会の提供と充実

○読書活動の充実

「朝読書」や「昼読書」等の時間の確保に努め、読書習慣を定着させるように取り組み、教師が意図して「読ませたい本」と出会うための仕掛けをします。

○図書委員活動の活性化

図書委員会の創意ある活動を推進し、読書活動の活性化を図ります。

○読み聞かせボランティア活動の充実

読み聞かせボランティアとの連携を図り、読書への興味・関心に結び付けます。

学校や公立図書館や公民館で、読み聞かせボランティア団体によるおはなし会を定期的に実施します。

（２）読書環境の整備・充実と関係機関との連携

○学校図書館の充実

子どもが図書館に親しめるような明るい雰囲気づくりや図書の配置の工夫など、本を手に取りやすく、利用しやすい読書環境の整備に努めます。また、各学年に応じた図書を充実させるよう、巡回司書と連携して蔵書の計画的な整備を行います。

○校内環境の充実

お薦めの本や優良図書などの図書の紹介、読書に関するポスターの掲示など校内の環境を充実させます。

○読書が苦手な子どもにも対応した図書の充実

絵本や図鑑の魅力を広め、高学年でも手に取って読みやすい図書の充実と雰囲気づくりに努めます。

○読書指導に関する職員研修

読書指導に関する職員研修を推進し、読書指導を充実させます。

○公立図書館・公民館図書室との連携

団体貸出制度を活用するなど、公立図書館・公民館図書室との連携を図ります。

○学校図書館と ICT を併用した多様な学習活動の推進

一人１台端末（タブレット）を活用した電子図書による読書推進に努めます。

各校で行われているメディアコントロールと読書活動をセットで推進します。

○支援を必要とする子どもに対応した図書・資料の充実

支援を必要とする子どもたちが読書をするにあたり、どのような図書・資料を設置すればよいのか、有識者等に意見を仰ぎながら充実できるよう努めます。

（３）読書活動に関する啓発と情報提供

○子どもが主体的に読書をするようになる仕掛けづくり

教師が本に親しみ、その姿を子どもたちに見せられるような工夫・働きかけをします。

友達にお薦めの本を紹介するなど、子ども同士で読みたい本の情報交換をします。

ミニブックトーク等に取り組みます。

○授業における本の紹介

子どもたちに様々な分野の本を紹介し、本を通した新しい世界への興味・関心が高められるよう努めます。

○親子読書の奨励

週末読書など、家族で読書することを奨励します。

○子ども読書の日に合わせた啓発活動の実施

読み聞かせ会などの読書活動を展開し、啓発活動を推進します。

○図書館からの新刊案内など読書活動全般に関する情報提供

図書館で発行する図書館だよりや、読書活動全般に関する情報案内を全校児童生徒に配布して、情報提供に努めます。

○地域に関する情報提供

公立図書館・公民館図書室との協力により、授業内での紹介や学校図書室内への設置を通して、地元出身作家の本に触れる機会を設けるよう努めます。

４．公立図書館・公民館図書室

【目標】

子どもにとって魅力ある場所になるよう、資料の充実やコーナーづくり、配架工夫に努め、なお一層読書環境の整備に努めます。また、北秋田市関係部局や教育委員会に加え、学校、認定こども園・保育園、児童館等の関係施設や読み聞かせボランティア団体等との連携・協力を強化して、さまざまな読書支援に取り組みます。

第３期計画では、これまでの読書活動を継続しながら、子どもから大人までわかりやすい情報発信に努めます。

【主な取組】

（１）読書に親しむ機会の提供と充実

○おはなし会の実施

ボランティアの読み聞かせグループと協働しながら、乳幼児・小学生等を対象にしたおはなし会を実施するほか、必要に応じて認定こども園・保育園、小・中学校等に出向いて読み聞かせを行い、子どもが絵本の楽しさを体験できるように取り組みます。

定期的な活動を続けることで、認知度を高めます。また、イベント等での読み聞かせをすることで、本に触れる機会を提供します。

おはなし会の中で、いろいろな本などを紹介し、本への興味・関心を持てるよう工夫します。

○障がいのある子どもに対する読書活動の推進

障がいのある子どもの図書館体験を実施するなど、より多くの子どもたちが図書館を利用し読書に親しめるように努めます。

○園児の図書館体験デーの実施

幼児期から図書館に親しめるよう、園児を対象にした図書館体験デーを実施します。同時に、貸出カードをつくり、本を借りる楽しさを体験できるように取り組みます。

○きたあきた読書まつりの実施

認定こども園・保育園、小・中学校と連携して、読書感想文・感想画コンクールを実施します。また、子どもの読書推進につながるよう充実した内容を検討するとともに、情報周知に努めます。

○中高生などの若年層を中心にした読書活動の取組

ビブリオバトルなど、若年層が中心となって取り組むイベントなどを企画します。また、ICT を活用した若年層の読書に繋がる情報、サービス提供手段を模索します。

（２）読書環境の整備・充実と関係機関との連携

○児童図書・ティーンズ図書資料の充実

学校と連携し、中高生の要望に応じたティーンズ図書の充実を図ります。

小・中学校の国語の教科書で推薦する図書を、揃えるよう努めます。

青少年読書感想文全国コンクールで課題図書になっている資料を、市内図書館に全て揃え、小・中学校及び義務教育学校へ巡回貸出しを行います。

○読み聞かせボランティアや子どもの読書普及に関わる団体・グループへの支援

ボランティア団体等の情報交換や交流の場を、年に１回程度設けます。また、活動の活性化を図るために、情報提供や周知に努めます。

○学校との連携により、読み聞かせボランティアの後継者育成

中高生のボランティア活動などに読み聞かせを取り入れてもらい、継続的に活動ができるようにし、後継者の育成を図ります。

○バリアフリーを目指す環境整備

バリアフリーに向けた環境整備に取り組みます。（点字図書・大型活字図書、聴覚資料の整備）

○デジタル社会に柔軟に対応した読書環境の整備

地域の実情や学校図書館の動向を踏まえ、関係機関と連携しながら ICT を活用し、子どもたちの好奇心が広がるような多様な取り組みや読書環境整備に努めます。

○移動文庫の充実

公民館・児童館・放課後児童クラブなどの施設や、必要に応じて小・中学校等に移動文庫を設置し、定期的に交換しながら、図書の充実を図ります。

○図書館職員・読み聞かせボランティア会員の知識や技術の向上

図書館職員や読み聞かせボランティア会員の研修機会を充実させ、専門的知識・技術を磨き資質の向上に努めます。

○関係機関との連携・協力

打合せの機会を設けるなど、関係機関相互のコミュニケーションを図り、連携・協力の人的ネットワークを築きます。

（３）読書活動に関する啓発と情報提供

○認定こども園・保育園、小・中学校及び義務教育学校への団体貸出と情報提供

より多くの子どもたちに本との出会いの場を提供するため、団体貸出を積極的に実施します。また、新着本のブックリスト、大型絵本のリスト、年齢別子ども向けおすすめ本リストなどを作成し、情報発信をします。

○新聞・広報誌・ホームページで図書館・公民館図書室の情報提供

読書の啓発を図るため、子ども向けおすすめ本を紹介した図書館だよりや、子育て世帯向け「図書館においでよ」の発行、地元の新聞紙上での新着本の紹介を行います。また、広報誌やホームページで、新着図書のおすすめ本紹介やおはなし会の開催日など、図書館・公民館図書室情報を掲載します。

○展示コーナーの充実と情報提供

「赤ちゃん絵本コーナー」、「子育てコーナー」、「ティーンズコーナー」や「家族で読書のコーナー」などのコーナーを常時展示すると共に、特別展示を定期的に行い、市広報やホームページやで紹介するなど情報提供を行い、利用の促進に努めます。

○子ども同士の情報交換

図書館に子どものおすすめ本やリクエスト本に関するレファレンス用紙を設置し、自由に記入してもらいます。館内に掲示し、子ども同士で本の情報交換ができるようにすることで、子どもたちが中心となった読書活動につながるような取り組みを行います。

○アンケートの実施

子どもの視点に立ったサービスの改善や資料の収集に努めます。

子どもの意見を年齢や発達段階に応じた読書推進政策に反映できるように、保護者や子どもたちの意見を聞く機会を設けます。

○家族での読書活動の推進

家族で読書をする習慣を推奨し、子どもたちの主体的な読書活動に繋がるような取り組みを行います。

○子ども読書の日に合わせた啓発活動を実施

子どもの読書活動の推進に関する法律に定められた、４月２３日に合わせて特別展示などを行い、啓発活動を実施します。

○地域に密着した読書活動の実施

みちのく子供風土記館を利用して、地域にまつわる昔話等のおはなし会の実施や地域関連資料の展示や特集を企画し、子どもたちが地域に興味や関心をもつような仕組みづくりをします。

学校図書館で地域に関する本や地元出身作家の作品を紹介するなど、地域に関連した情報を提供するよう努めます。

５．参考指標一覧

●《Ｒ５年度全国学力・学習状況調査　回答結果集計〔児童・生徒質問紙〕から》

・１日あたりどれくらい読書をしますか（小６）

	2時間以上	1時間以上 ～2時間未満	30分以上 ～1時間未満	10分以上 ～30分未満	10分未満	０分
北秋田市	２．８	７．３	１６．４	３１．６	１７．５	２４．３
秋田県	５．２	１０．０	１９．３	２８．６	１４．６	２２．３
国	７．６	１０．９	１８．８	２２．７	１５．４	２４．５

・１日あたりどれくらい読書をしますか（中３）

	2時間以上	1時間以上 ～2時間未満	30分以上 ～1時間未満	10分以上 ～30分未満	10分未満	０分
北秋田市	３．４	１２．５	１１．９	３１．３	１０．８	３０．１
秋田県	４．７	８．６	１９．０	２９．１	１０．１	２７．８
国	５．４	８．４	１４．６	２１．０	１３．２	３６．８

・読書は好きですか（小６）

	当てはまる	どちらかというと当てはまる	どちらかというと当てはまらない	当てはまらない
北秋田市	３３．９	４０．１	１５．８	１０．２
秋田県	４０．４	３３．７	１６．５	９．４
国	３９．４	３２．４	１７．７	１０．４

・読書は好きですか（中３）

	当てはまる	どちらかというと当てはまる	どちらかというと当てはまらない	当てはまらない
北秋田市	３７．５	３３．０	１４．２	１５．３
秋田県	４０．７	３１．４	１６．２	１０．５
国	３５．２	３０．８	１９．１	１３．７

●《年度別北秋田市図書館・公民館図書室利用統計から》

	Ｒ元年度	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
児童図書貸出数	**13,044 冊**	**11,257 冊**	**10,860 冊**	**10,989 冊**	**11,988 冊**
利用者数（未就学児０～６歳）	1,031 人	995 人	1,094 人	1,094 人	866 人
利用者数（小学生７～12 歳）	1,257 人	1,068 人	858 人	880 人	974 人
利用者数（中学生 13～15 歳）	175 人	151 人	221 人	190 人	187 人
利用者数（高校生 16～18 歳）	135 人	39 人	53 人	115 人	135 人
利用者数　合計	**2,598 人**	**2,253 人**	**2,226 人**	**2,279 人**	**2,162 人**
登録実績人数（未就学児０～６歳）	165 人	144 人	157 人	152 人	134 人
登録実績人数（小学生７～12 歳）	８人	５人	１人	５人	５人
登録実績人数（中学生 13～15 歳）	５人	２人	２人	２人	０人
登録実績人数（高校生 16～18 歳）	５人	２人	３人	２人	３人
登録実績人数　合計	**183 人**	**153 人**	**163 人**	**161 人**	**142 人**

６．子どもの発達段階における読書活動推進のための取組

(1) 家庭・地域	(2) 認定こども園・保育園	(3) 学校・学校図書館	(4) 図書館・公民館図書室	胎児期	乳児期	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期
●	●		●	ブックスタート事業 →					
	●				園内での絵本貸出				
●	●				絵本づくり →				
●	●	●	●	読み聞かせボランティアによる読み聞かせ会・おはなし会・ブックトークなど					
●	●	●	●	読書活動に係るボランティアの養成・支援 →					
		●					学校の図書館の充実 →		
		●					朝読書・昼読書		
		●					図書委員活動		
●	●	●	●		親子読書の奨励 →				
	●		●			図書館体験デー			
		●	●				図書館見学		
		●	●					職場体験	インターンシップ
●	●	●	●	移動文庫等による図書館本の巡回 →					
●	●	●	●	きたあきた読書まつりなどの図書館イベント →					
●	●	●	●			北秋田市読書感想文・感想画コンクール			
●	●	●	●	子ども向け読書情報の発信（ホームページ、図書館だよりの発行等）					
●	●	●	●		図書館の団体貸出を利用した読書活動支援				
		●	●					図書館ティーンズコーナーの充実	
●	●	●	●	図書館絵本・児童書・展示コーナーの充実 →					
●	●	●	●	発達段階に応じた子どもの読書活動の支援 →					

〈参考資料〉

○子どもの読書活動の推進に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

３　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子ど

もの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
２　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
３　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
４　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）
第十条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
２　子ども読書の日は、四月二十三日とする。
３　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）
第十一条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則
この法律は、公布の日から施行する。

○　衆議院文部科学委員会における附帯決議
政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。
一　本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
二　民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確定とその具体化に努めること。
三　子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
四　学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
五　子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
六　国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。